## 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事等にかかる費用に助成しています

- ・申請期限は10月30日(郵送は10月31日)

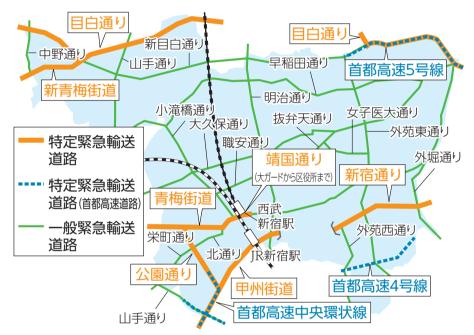
・業者との契約は区からの交付決定後に行ってください

【対象建築物】以下の全てに該当する建築物

- ①昭和56(1981)年5月31日以前に着工された ②構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄
- 筋コンクリート造
- ③建築基準法に基づく道路に突出していない ④緊急輸送道路沿道(下図)で、建築物の高さ

(上図H)が前面道路中央から建築物までの距離(上図L)を超えている(L<H) 【対象工事】

- ▶特定緊急輸送道路(※1)沿道建築物…耐震改修工事、建替え工事(除却工事と新 築工事を併せた工事)、除却工事
- ※1緊急輸送道路のうち、東京都の促進計画で特に耐震化が必要とされる道路
- ▶一般緊急輸送道路沿道建築物…耐震改修工事
- ★助成金額は、対象工事の内容や道路の区分等により異なります。
- ★上記対象工事のほか、耐震診断や補強設計にも助成しています。



## 賃借人がいる場合の加算を開始しました

災害時の避難や救援物資の輸送に利用する道路である緊急輸送道路沿いの建

築物の耐震化を進めるため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事等の費用

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎8階)☎(5273)3829・囮(3209)9227へ。

賃貸建築物の耐震改修工事等は、賃借人との合意形成が困難なこ とから、建築物所有者の負担軽減のため、10月1日から助成額の加 算を開始しました。金額等詳しくは、お問い合わせください。 【加算対象建築物】

左記①~④に加え賃貸借契約(※2)に基づく賃借人(※3)がいる建

※2以下の全てに該当する賃貸借契約

に助成しています。要件等詳しくは、お問い合わせください。

▶交付申請日の1年以上前に締結されている、▶交付申請日の1年前 の翌日以後に契約期間が終了する、▶契約期間が1年以上(耐震改修工 事等の契約変更のため契約期間が1年未満となるものは対象に含む) ※3建築物所有者(区分所有者を含む) との賃貸借契約に基づき、建 築物を占有している者(所有者と同一生計の者を除く)

#### ◆助成対象事業費に対する助成金の割合(最大の場合)

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事の例 耐震改修工事費の助成対象事業費

自己負担 1/10 加算前 助成金 9/10 加算後 助成金 9/10

自己負担 1/30

● 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事の例

耐震改修工事費の助成対象事業費

|     | (       | )                                       |
|-----|---------|---|
| 加算前 | 助成金 2/3 | 自己負担<br>1/3                             |
|     | •       | *************************************** |
| 加算後 | 助成金 2/3 | 加算<br>1/15<br>4/15                      |

# 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり 条例を全面施行しました

### -定規模以上の施設を新設・改修する際は手続きが必要です

全ての人が分け隔てられることなく共生できる社会の実現を目指すため、「新 宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」を10月1日に全面施行しました。

戸建て住宅を除き、一定規模以上の対象施設(1.000㎡以上の事務所や500㎡ 以上のホテル等)を新設・改修する際は以下の手続きが必要です。詳しくは、お問 い合わせください。

【問合せ】景観・まちづくり課(本庁舎8階)☎(5273)3843・囮(3209)9227へ。

### 職安通りから諏訪通りまでを結ぶ

# つつじ通りが開通しました

9月20日に職安通りから大久保通りの区間が開通し、都市計画道路補助第72

号線は、靖国通りから新目白通りまでの約2.510mの全線が開通しました。 このうち、職安通りから諏訪通りの区間(下図■部分)の地域は、かつて「つつ

じの名所」であったことから、地域の皆さんのご意見を踏まえ、親しみを持って いただくため、この区間の愛称を「つつじ通り」と命名しました。

【問合せ】道路課計画係(本庁舎7階)☎(5273)3525・四(3209)5595へ。

### 新たに必要となる手続き

### 事前協議

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則で定める特定 都市施設のうち、一定の種類・規模の施設を新設または改修する際は、工 事着工の一定期間前までに区長と協議を行わなければなりません。

### ●届出

特定都市施設を新設または改修する際は、工事着手の30日前までに、 設計内容の整備基準への適合に関して、区長に届け出なければなりませ

### ●工事の完了報告

届け出た施設の新設または改修工事が完了したときは、整備基準への 適合状況を速やかに区長に報告しなければなりません。

手続きの具体的な方法や注 意点、よくあるご質問などを まとめた資料(右図)を新宿区 ホームページで公開していま す。ご活用ください。







▲つつじ通りと職安通りの交差点付近



